

広島県告示第四百十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年四月八日

廣島県知事 湯崎英彦

## 農用地利用配分計画の概要

農事組合法人すなだ	有限会社こめ奉行	三木 俊三	株式会社栄ファーム	株式会社栄ファーム	株式会社栄ファーム	株式会社栄ファーム	株式会社栄ファーム	株式会社栄ファーム	株式会社北広島町農林	角保 雅史	白鷺 和亀	白鷺 和亀	矢野 智美	上川 太生	出張 一樹	西村 英之	農事組合法人ぐまの ウ	株式会社高田ファーム	農事組合法人神杉農産	農事組合法人神杉農産	
世羅郡世羅町	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町	山県郡北広島町	山県郡北広島町	山県郡北広島町	山県郡北広島町	山県郡北広島町	山県郡北広島町	山県郡北広島町	建公社	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	株式会社今桐ファーム	株式会社高田ファーム	三次市	
世羅郡世羅町大字別迫字北	世羅郡世羅町大字小国字見	田一四七五番ほか四筆	袋尻二四二六番五	世羅郡世羅町大字上津田字	三八二番一ほか六二筆	沢六四一〇番一ほか四五筆	山県郡北広島町大朝字原大	山県郡北広島町宮迫字前迫	山県郡北広島町宮迫字下組	一六二番一ほか一〇筆	四八四一〇番一ほか一四筆	山県郡北広島町大朝字上組	ケ谷九二〇番一ほか三筆	二九〇三番一ほか一六筆	山県郡北広島町岩戸字木屋	地三三四二番	須賀二九七五番ほか一筆	筆	上野部七六四番二ほか二一	安芸高田市高宮町佐々部字	○番ほか四筆
四、一八七	九、二八七	三、二三八	九一、九七七	七四、八六一	二一、五四二	一二、八七三	八、五一二	一六、五一二	一三、三四七	三、四九一	七、五五八	五、六二三	三、八三〇	二〇、四九一	三、一五〇	一、五三八	庄原市	庄原市	庄原市	庄原市	原一二〇三番二

山口 広規			
株式会社恵	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町	垣内一〇五五番ほか三筆
株式会社恵	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字寺町字西	福寺一二〇二番二ほか六筆
株式会社恵	世羅郡世羅町大字賀茂字美	世羅郡世羅町大字賀茂字土	福四一四番ほか八筆

二  
認可年月日  
令和三年四月七日

五、〇一	七、一五八	一、一一、八二三	